

山形県警察遺失物取扱いに関する訓令

平成19年11月27日
本部訓令第18号

改正 平成21年4月1日 本部訓令第13号 平成24年8月15日 本部訓令第12号
平成29年3月15日 本部訓令第5号 平成29年9月12日 本部訓令第14号
平成30年12月13日 本部訓令第18号 令和3年8月31日 本部訓令第11号
令和4年3月16日 本部訓令第9号 令和5年2月27日 本部訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「高額特異物件」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 10万円以上の現金
- (2) 額面金額又はその合計額が10万円以上の有価証券
- (3) 貴金属、宝石その他の物であってその価格又はその合計額が10万円以上であると明らかに認められるもの
- (4) 法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、紛議の生じるおそれのある物件

2 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番及び駐在所
- (2) 警備派出所
- (3) 警察本部庁舎
- (4) 三隊合同庁舎
- (5) 総合交通安全センター
- (6) 高速道路交通警察隊、同隊の鶴岡分駐隊及び米沢分駐隊

(遺失物取扱いの基本)

第3条 警察職員は、遺失物の取扱いに当たっては、次に掲げる事項に留意し、その適正を期さなければならない。

- (1) 遺失者及び拾得者の権利義務に直結する事務であることに配意し、迅速、かつ、的確に処理することにより遺失物件又は遺失者の早期発見に努めること。
- (2) 警察署の管轄区域のいかんにかかわらず、遺失又は拾得の届出を受理し、遺失者及び拾得者に対し懇切丁寧な説明を行うこと。

(物件の提出を受ける窓口)

第4条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出（以下「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。

(交番等において物件の提出を受けたときの措置)

- 第5条 交番等において、規則第1条の規定による拾得物件控書及び規則第2条の規定による拾得物件預り書を作成するときは、山形県警察遺失・拾得物管理システム（以下「システム」という。）を使用する方法により行う場合を除き、当該提出を受けた物件（以下「拾得物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該拾得物件に係る受理番号を照会しなければならない。
- 2 前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、現金収納袋（別記様式第1号）に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。
- 3 第1項の規定による報告及び照会は、警察署の会計課長又はこれに準ずる職にある者に対して行うものとする。ただし、当直勤務時間中は警察署の当直長に対して行うものとする。
- 4 交番等においては、速やかに、拾得物件を拾得物件控書とともに警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、拾得物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。
- 5 前項本文の規定による送付は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる責任者の確認を得た上で、それぞれ同表右欄に定める送付期限までに行うものとする。

施設の区分	責任者	送付期限	
交番	当該警察署地域課幹部	勤務員の翌朝の交替時	
警備派出所		勤務員の当日の勤務終了時	
駐在所	会計課次長	提出を受けた日の翌日	
警察本部庁舎			
三隊合同庁舎			交通機動隊副隊長
総合交通安全センター			運転免許課次長
高速道路交通警察隊			副隊長
高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊			分駐隊長
高速道路交通警察隊米沢分駐隊			

- 6 前2項の規定にかかわらず、高額特異物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を拾得物件控書とともに警察署に送付するものとする。
- 7 第2項の規定は、警察署において当直中に現金の提出を受けた場合について準用する。
（交番等における所内処理）

第6条 交番等において提出を受けた物件を警察署に送付する前に遺失者が判明したとき

は、警察署長の指示を受けて遺失者に返還することができる。

2 前項の規定による返還を行ったときは、速やかに、遺失物即時完結処理報告書（別記様式第2号）に関係書類を添えて警察署へ送付するものとする。

3 前2項の規定は、警察署において当直中に提出を受け、又は交番等から送付され保管中の物件を当直中に遺失者に返還する場合について準用する。

（施設において拾得された物件の取扱い）

第7条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定による提出があったものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件に係る法第7条第1項各号に掲げる事項を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。

（拾得物件一覧簿等の作成）

第8条 規則第4条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面の様式は拾得物件一覧簿（別記様式第2号の2）とし、提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに作成するものとする。

2 規則第4条第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面の様式は特例施設占有者保管物件一覧簿（別記様式第2号の3）とし、法第17条の規定による届出を受理したときに作成するものとする。

（遺失届を受理する窓口）

第9条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

（交番等において遺失届を受理したときの措置）

第10条 交番等において遺失届を受理したときは、システムを使用する方法により遺失届出書を作成する場合を除き、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。

3 交番等においては、遺失届出書を速やかに警察署に送付しなければならない。

4 第5条第5項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

（遺失届一覧簿の作成）

第10条の2 規則第5条第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面の様式は遺失届一覧簿（別記様式第2号の4）とし、遺失届を受理するときに作成するものとする。

（遺失届の有無の確認等）

第11条 交番等において第5条第1項の規定による報告をするときは、併せて、遺失届一覧簿により拾得物件に係る遺失届の有無を照会するものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認は、拾得物件一覧簿又は特例施設占有者保管物件一覧簿の記載又は記録をするときに行うものとする。

3 規則第6条第1項の規定による確認の結果、拾得物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、拾得物件又は保管物件届出書の内容と当該遺失届の内容とを照合するものとする。

第12条 規則第6条第2項の規定による照会の結果、拾得物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたこ

とが判明したときは、拾得物件又は保管物件届出書の内容と当該遺失届の内容とを照合するものとする。

(拾得物件一覧簿の確認等)

第13条 交番等において第10条第1項の規定による報告をするときは、併せて、遺失届に係る物件について、拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿における該当の有無を照会するものとする。

2 規則第7条第1項の規定による確認は、遺失届一覧簿の記載又は記録をするときに行うものとする。

3 規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、遺失届の内容と当該提出物件又は届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(提出物件の有無の確認等)

第14条 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該警察署長に当該遺失届の内容を通知するものとする。

2 前項の規定により遺失届出書の内容の通知を受けたときは、当該提出に係る拾得物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容と照合するものとする。

(拾得物件の公告)

第15条 警察署長は、拾得物件の公告を法第7条第3項の規定により行うときは、拾得物件一覧簿又は特例施設占有者保管物件一覧簿を警察署の所定の場所に備え付けるとともに、標示板(別記様式第3号)を公衆の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(高額特異物件の報告等)

第16条 警察署長は、高額特異物件に該当する遺失又は拾得の届出を受理したときは、速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定による報告を受理した場合は、遺失高額特異物件一覧簿(別記様式第4号)及び拾得高額特異物件一覧簿(別記様式第5号)に記載するとともに、照合を確実にし、遺失物件又は遺失者の早期発見に努めるものとする。

3 警察署長は、第1項の規定による報告のほか、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、生活安全部通信指令課に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

(拾得物件の保管等)

第17条 警察署長は、拾得物件受払簿(別記様式第6号)を備え付け、拾得物件の受入れ及び払出しの状況を明らかにしておくとともに、次に掲げる措置をとり、亡失、毀損等のないように管理しなければならない。

(1) 拾得金及び売却代金は、当座預金として速やかに銀行に預け入れること。

(2) 当座預金に預け入れる前の拾得金及び売却代金は、施錠設備のある金庫その他の保管庫に施錠の上保管すること。

(3) 物品は、施錠設備のある所定の場所に施錠の上保管し、品目ごとに拾得物票(別記様式第7号)を付けて整理すること。

2 警察署長は、逸走した家畜、危険物等のうち警察署に保管できないと認められる拾得

物件について、適当な保管設備があり、かつ、十分な保管能力を有する者にその保管を依頼することができる。この場合において、警察署長は保管者から拾得物件保管書（別記様式第8号）を徴するものとする。

- 3 第1項第2号及び第3号の規定は、交番等において提出を受けた後第5条第4項の規定による送付を行うまでの間における拾得物件の保管について準用する。ただし、拾得物件が、自転車その他の形状等により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで保管することその他の確実な方法で保管することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、拾得物件が、交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合には、警察署長の指揮を受け、必要な措置をとるものとする。
（拾得物件の処分）

第18条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、拾得物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定による売却をすることができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

- 2 規則第14条の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（別記様式第9号）により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
（拾得物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

第19条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、遺失物確認通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 拾得物件を遺失者に返還するときは、拾得者又は施設占有者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める拾得物件返還通知書により通知するものとする。
 - (1) 拾得者又は施設占有者が当該拾得物件の所有権を取得する権利のみを求める旨の申告を行っているとき 別記様式第11号
 - (2) 規則第18条第2項の規定による通知をする場合で、拾得者又は施設占有者に対し法第11条第3項の規定による遺失者の氏名等の告知（次号において「遺失者氏名等の告知」という。）をすることができるとき 別記様式第11号の2
 - (3) 規則第18条第2項の規定による通知をする場合で、拾得者又は施設占有者に対し遺失者氏名等の告知をすることができないとき 別記様式第11号の3
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前等で通知を行うことができる場合は、口頭により前項の通知を行うことができる。この場合において、口頭により前項の通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、物件の所

有権を取得する権利を有する者には拾得物件所有権取得通知書（別記様式第12号）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書（別記様式第13号）により、それぞれ行うものとする。

- 6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（拾得金等の払出し）

第20条 警察署長は、拾得物件の返還、引渡し等を行うため、拾得金又は売却代金を払い出すときは、小切手を振り出して行わなければならない。ただし、5万円以下の拾得金を返還し、又は引き渡す場合は、次条第1項に規定する現金により行うことができる。

- 2 警察署長は、前項の規定にかかわらず、拾得金を第17条第1項第1号の規定による銀行への預託前に遺失者に返還するときは、当該拾得金により返還するものとする。
- 3 規則第19条の規定により、拾得金を送付により返還し、又は引き渡すときは、第17条第1項第1号の規定による当座預金から警察署長宛てに小切手を振り出して換金した現金、第1項ただし書の規定による場合における次条第1項に規定する現金又は前項に規定する預託前の拾得金を用いて現金書留により行うものとする。
- 4 警察署長は、拾得物件を払い出したときは、拾得物件控書及び拾得物件受払簿にその状況を記録するものとする。

（返還又は引渡し用現金）

第21条 警察署長は、20万円を限度として返還又は引渡し用の現金を保管することができる。

- 2 前項の現金は、第17条第1項第1号の当座預金から警察署長宛てに小切手を振り出して換金するものとする。
- 3 前条第3項及び前項の規定により警察署長宛てに小切手を振り出すときは、あらかじめ小切手換金決議書（別記様式第14号）により決裁を得た上で行わなければならない。
- 4 第1項の現金及び小切手帳は、施錠設備のある金庫その他の保管庫に施錠の上保管するものとする。

（遺失届出書が提出されていない場合の返還）

第22条 拾得物件に含まれている運転免許証、身分証等により遺失者が判明し、遺失届出書を提出していない当該遺失者に対し返還する場合は、遺失届出書の提出を求めないことができる。ただし、拾得物件が遺失した物件の一部である場合、その他遺失届出書を受理すべき理由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する措置は、第6条第1項の規定による遺失者への返還を行う場合にも適用する。

（照会により得た情報の目的外利用の禁止）

第23条 法第12条の規定による照会により得た情報は、拾得物件の遺失者への返還に用いる場合のほかこれを用いてはならない。

（照会書の管理）

第24条 警察署長は、規則第22条の規定による拾得物件関係事項照会書（以下「照会書」という。）に一連番号を付すとともに、拾得物件関係事項照会書管理簿（別記様式第15

号。以下「管理簿」という。)を備え付け、照会書の管理及び照会の経過を明らかにしなければならない。

- 2 照会書及び管理簿は施錠設備のある所定の場所に施錠の上保管するものとする。
(県帰属物件の取扱い)

第25条 警察署長は、法第37条第1項第1号の規定により所有権が県に帰属した拾得物件については、4月1日から翌年3月31日までの間において3回以上県に対して引継ぎを行わなければならない。この場合において、当該引継ぎのうち1回は1月から3月までの間に行わなければならない。

- 2 前項の規定による引継ぎは、拾得金又は売却代金については県帰属現金引継書(別記様式第16号)に、物品については占有動産引継書(山形県財務規則(昭和39年県規則第9号)別記様式第119号の2)に、それぞれ県帰属引継調書(別記様式第17号)を添えて行わなければならない。
(国帰属物件の取扱い)

第26条 警察署長は、法第37条第1項第1号の規定により所有権が国に帰属した拾得物件については、拾得物件国帰属調書(別記様式第18号)により本部長を経由して国の行政機関の長に引き渡さなければならない。

(置去り物件の取扱い)

第27条 警察署長は、提出を受けた物件が、犯罪の犯人が占有していたものと認定したときは、置去り物件引継書(別記様式第19号)により司法警察員に引継ぎを行わなければならない。

- 2 警察署長は、前項の規定により司法警察員に引き継いだ物件の還付を受けたときは、拾得物件として取り扱わなければならない。
(埋蔵物の取扱い)

第28条 警察署長は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項各号に規定する文化財であると認められる埋蔵物を受理した場合において、同法第101条の規定により当該埋蔵物を提出するときは、当該埋蔵物に埋蔵文化財提出書(別記様式第20号)を付し、本部長を経由して知事(山形市内における拾得の場合は山形市長。以下「知事等」という。)に提出しなければならない。

- 2 警察署長は、前項の規定により知事等に提出した埋蔵物が鑑査の結果文化財でないと認め、差し戻しを受けたときは、埋蔵物として取り扱わなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定により知事等に埋蔵物を提出した後において、当該埋蔵物の所有者が判明し、その返還を請求されたときは、本部長を経由して知事等に引き渡しを求め、当該所有者に返還しなければならない。
(事務引継ぎ)

第29条 警察署長に異動があったときは、前任の警察署長は、異動発令日の前日をもって拾得物件受払簿を締め切り、遺失物関係引継書(別記様式第21号)により後任の警察署長に拾得物件及び関係書類を引き継がなければならない。

- 2 異動発令日の前月末日において、振り出した小切手に係る金額が換金されていない場合は、前項の遺失物関係引継書に、異動発令日の前月の当座勘定照合表の写し及び支払未済額調書(別記様式第22号)を添えなければならない。
(検査)

第30条 本部長は、警察署等(警察署及び交番等をいう。)における遺失物の取扱状況に

ついて、年1回以上、警務部会計課の職員の中から検査員を指定し検査を行わせるものとする。

2 検査員は、検査を行ったときは、検査報告書（別記様式第23号）に検査実施日の前月の当座勘定照合表の写し及び支払未済額調書を添えて、速やかに本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、検査を行った警察署長に対し、検査の結果を通知するものとする。

（事故報告）

第31条 警察署長は、拾得物件を亡失又は毀損したときは、直ちに拾得物件事務報告書（別記様式第24号）を本部長に提出しなければならない。

（指導監督）

第32条 警察署長は、遺失物事務の適正な取扱いを確保するため、遺失物事務に携わる職員に対し、適切な指導教養を実施するとともに、交番等に対しては、その取扱事務についての指導監督を実施しなければならない。

2 第2条第2項第3号から第6号までに規定する本部施設における物件の取扱いは、次の表の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の右欄に定める警察署長の指導監督を受けて行うものとする。

施設の区分	警察署長
警察本部庁舎	山形警察署長
三隊合同庁舎	天童警察署長
総合交通安全センター	
高速道路交通警察隊	山形警察署長
高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊	鶴岡警察署長
高速道路交通警察隊米沢分駐隊	米沢警察署長

附 則

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成21年4月第13号）

この訓令は制定の日から施行する。

附 則（平成24年8月第12号）

この訓令は、平成24年9月3日から施行する。

附 則（平成29年3月第5号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月第14号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月第18号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年12月17日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際現に存する改正前の別記様式第1号及び別記様式第7号の用紙は、この訓令施行後においても当分の間使用することができる。

附 則（令和3年8月第11号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月第4号）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

(表面)

現金	
¥	
物品	

取扱者 _____ 交番・駐在所 _____
警察署 _____

年 _____ 月 _____ 日

あなたから提出のあった拾得物を受理しました。
現金受取票 _____ 一連番号 _____

切り取り線

折り返し線 (山折り)

現金収納袋

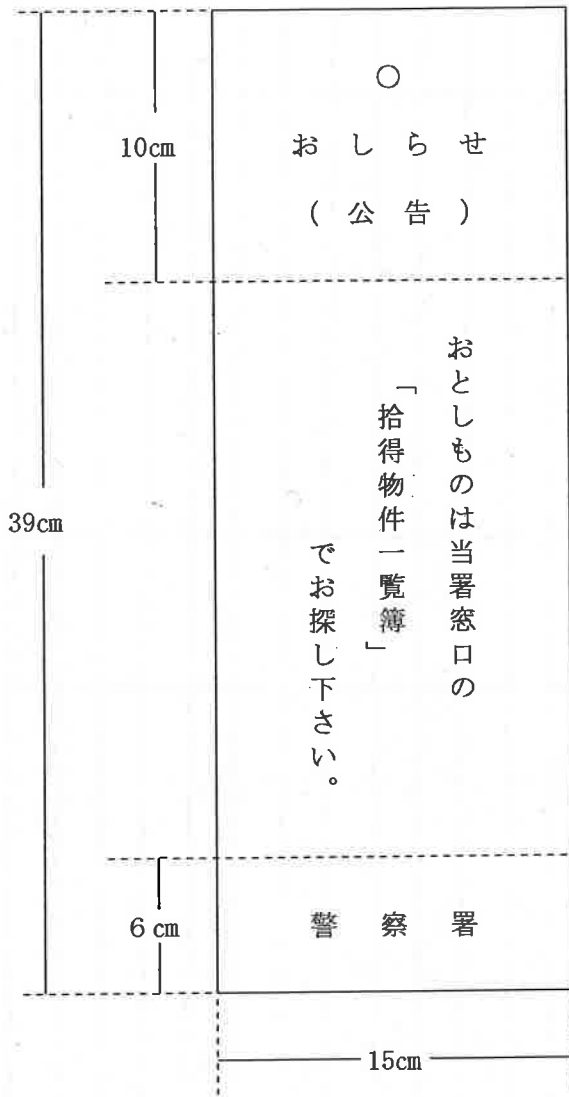
透明部分

本件に関するお問い合わせは、警察署会計課 _____ (電話番号) _____) をお願いします。

(裏面)

切り取り線	
の り し ろ	
折り返し線 (谷折り)	
一連番号 _____	
受理番号	警察署 交番・駐在所
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分 取扱者氏名
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分 ころ にて拾得
拾得者 住所・氏名	住所 氏名 電話番号等
現金	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	1万円札 枚 5000円札 枚 2000円札 枚 1000円札 枚 500円硬貨 枚 100円硬貨 枚 50円硬貨 枚 10円硬貨 枚 5円硬貨 枚 1円硬貨 枚
物品	
備考	

標 示 板



青地に白文字

白地に青文字

青地に白文字

厚さ0.6cm

別記様式第7号

拾 得 物 票

会計 年度	年度	受理番号		交番等	
受 理 年 月 日		年 月 日			
拾得者・占有者 氏 名					
県 帰 属 年 月 日		年 月 日			
備 考					

別記様式第8号

署長	副署長 次長	課長	担当者	地域幹部等 (当直長)
拾得物件保管書				
警察署 受理番号		年 月 日 No.		
拾得	日時	年 月 日 午前・後 時 分頃		
	場所			
	物件名 規格 数量等			
保管を依頼 する理由		<input type="checkbox"/> 危険物であり、又は滅失し、若しくは毀損するおそれがあること。 <input type="checkbox"/> 形状又は重量により搬出が困難であること。 <input type="checkbox"/> 警察署の保管施設では、保管が困難であること。		
備考				
年 月 日				
警察署長 殿				
上記物件は、指示があるまで私が責任をもって保管します。				
住所 氏名				
保管解除日		年 月 日		

備考 該当する□内にレ印又は■を付すこと。

受理番号
年 月 日

様

警察署長

拾得物件処分通知書

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件（

）は、遺失物法第10条の規定により処分しますので、通知します。
なお、処分後は、この物件を引き取ることができなくなります。

○ 連絡先
警察署名
所在地 〒

担当
電話番号

- なま物等で、腐敗するおそれがあります。
- 形状や大きさの関係で保管することが困難です。
- その他（)

受理番号

年 月 日

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたの物と思われる物件（ ）が拾得され、現在 において保管していますので、あなたの身分を証明するもの（自動車運転免許証、保険証等）及びこの通知書をご持参の上、確認に来てください。

物件の保管期間は 年 月 日までとなっていますので、早めの来署をお願いします。あなたがこの物件の確認を行わずこの期日を経過した場合、あなたが遺失者であったとしてもこの物件の所有権を失うこととなりますのでご注意ください。

なお、あなたが遠隔地にお住まいの場合又は身体が不自由な場合で、警察署に受け取りに来ることができないときは、郵送等により受け取ることができます。

不明な点は、お問い合わせください。

- 返還手続を行う場所及び連絡先

警察署名

所在地 〒

担当

電話番号

- 窓口時間

平日（月～金）の午前9時から午後4時30分までの間においでください。

（ただし、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。）

遺失物法における遺失者の義務等

遺失者として物件の返還を受ける場合は、遺失物法の規定により、

① 費用償還義務 この物件の交付、提出又は保管に要した費用を負担した者があるときは、その者に当該費用を償還する義務

② 報労金支払義務 拾得者に物件の価格の5パーセントから20パーセント（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設の占有者にそれぞれこの2分の1）に相当する額の報労金を支払う義務

があります。これらの義務の履行に必要な拾得者の連絡先等の詳細については、物件の返還を受ける際に、担当者から説明があります。

受理番号
年 月 日

様

警察署長

拾得物件返還通知書

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件（
）の遺失者が判明しましたので、これを遺失者に返還します。（ 月 日返還済）

○ 問い合わせ先

警察署名

所在地 〒

担当

電話番号

時間

平日（月～金）の午前9時から午後4時30分までの間にお問い合わせください。
（ただし、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。）

受理番号

年 月 日

様

警察署長

拾得物件返還通知書

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件（
）の遺失者が判明しましたので、これを遺失者に返還します。（ 月 日返還済）

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5パーセントから20パーセント（施設内で拾得した物件については、その2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

【遺失者】

住所

氏名

電話番号

○ 問い合わせ先

警察署名

所在地 〒

担当

電話番号

時間

平日（月～金）の午前9時から午後4時30分までの間にお問い合わせください。

（ただし、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。）

受理番号

年 月 日

様

警察署長

拾得物件返還通知書

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件（
）の遺失者が判明しましたので、これを遺失者に返還します。（ 月 日返還済）

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5パーセントから20パーセント（施設内で拾得した物件については、その2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

【遺失者】

住所

氏名

電話番号

あなたから遺失者氏名等の告知の求めがありませんでしたので、記載がありません。上記の請求を行うために遺失者氏名等の告知を求める場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

○ 問い合わせ先

警察署名

所在地 〒

担当

電話番号

時間

平日（月～金）の午前9時から午後4時30分までの間にお問い合わせください。

（ただし、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。）

受理番号

年 月 日

様

警察署長

拾得物件所有権取得通知書

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件（

）の遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しましたので、
から渡された拾い物を受け取ったことを証明する書類、あなたの身分を証明するもの（自動車運転免許証、保険証等）及びこの通知書をご持参の上、下記の警察署まで引き取りに来てください。

（ 年 月 日までに引き取らない場合は、この物件の所有権を失いますのでご注意ください。）

なお、あなたには、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の規定により、その者にこれを償還する義務があります。

また、あなたの住所が遠隔地である場合又は身体が不自由な場合で、警察署に受け取りに来られないときは、郵送等により受け取ることができます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

○ 連絡先
警察署名
所在地 〒

担当
電話番号

（受付時間）

平日（月～金）の午前9時から午後4時30分までの間においでください。

（ただし、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。）

受理番号

年 月 日

様

警察署長

費用請求権通知書

年 月 日にあなたから提出・交付のあった拾得物件（

）は、遺失者に返還できませんでした。あなたには、遺失物法の規定により、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、

この物件を引き取る者

あなたが物件を交付した施設占有者

あなたに物件を交付した拾得者

にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、お問い合わせください。

○ お問い合わせ先

警察署名

所在地 〒

担当

電話番号

時間

平日（月～金）の午前9時から午後4時30分までの間にお問い合わせください。

（ただし、祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。）

備考 該当する□内にレ印又は■を付すこと。

別記様式第14号

年度	署長	副署長 次長	課長	担当者	一連番号
換金決定 年月日					第 号
年 月 日					
警察署長 殿					
職・氏名					
小切手換金決議書					
換金目的	<input type="checkbox"/> 1 郵送返還・引渡 (拾得番号) <input type="checkbox"/> 2 返還・引渡用現金				
換金金額	¥				
保管残高	¥ (換金目的が「1」の場合は記載不要)				
換金後合計額	¥ (換金目的が「1」の場合は記載不要)				
換金年月日	年 月 日				
小切手番号	第 号				
摘要					

- 備考 1 該当する□内にレ印又は■を付すこと。
 2 換金目的が「2」の場合には、保管残高が記載された拾得物件受払簿の部分(写し)を添付すること。

別記様式第16号

年度	署長	副署長 次長	課長	担当者	出納員
引継決定 年月日					

県帰属現金引継書

年月日

引継人

警察署長

引受人 歳入徴収担当者

警察署長

県に帰属した下記の現金を引き継ぎ、引き受けました。

¥ _____

- 事由
- 保管金期満後収入
 - 支払未済小切手

備考 該当する□内にレ印又は■を付すこと。

第 年 月 日 号

殿

警 察 署 長

拾 得 物 件 国 帰 属 調 書

下記の拾得物件は、遺失物法第37条第1項第1号の規定により所有権が国に帰属したので引き渡します。

記

物件の種類及び特徴等			
拾 得 者	住 所		
	氏 名		
拾 得	日 時	年 月 日	午前・後 時 分頃
	場 所		
警 察 署 受 理 番 号	年 月 日	第	号
国に帰属した年月日	年 月 日		
摘 要			

上記物件を受領しました。

年 月 日

警察署長 殿

別記様式第19号

年度 引継決定 年月日	署長	副署長 次長	課長	担当者	引継・引受者	
					会計	捜査
置去り物件引継書						
品名・数量						
拾得日時・場所	年 月 日 午前・後 時 分頃					
拾得者 住所・氏名						
受理年月日	年 月 日	拾得物件受理番号	第 号			
事由						
<p>上記物件を引き継ぎ、引き受けました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">引継者 警察署長</p> <p style="text-align: center;">引受者 警察署長 司法警察員 氏 名</p>						
備考						

殿

警察署長

埋 蔵 文 化 財 提 出 書

下記の物件は、文化財保護法第101条の規定により埋蔵文化財と認められるので、現物を
 添えて
 添えないで 提出いたします。

記

物件の形状、模様、品質、特徴等	数 量
発見者の住所、職業、氏名	住 所 職 業 氏 名
発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名	住 所 氏 名
発見の年月日	年 月 日
発見の場所	
発見の原因	
発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	年 月 日
摘要	

備考 1 物件の保管を委託したときは、摘要欄に委託した理由及び委託した場所等を記載すること。
2 該当する口内にレ印又は■を付すこと。

遺失物関係引継書

年 月 日

引継人 警察署長 氏 名

引受人 警察署長 氏 名

上記のとおり引き継ぎ、引き受けました。

記

- 1 拾得金
- | | |
|----------|---|
| 保管現金額 | 円 |
| 拾得現金額 | 円 |
| 記念硬貨等保管額 | 円 |
| 預金現在高 | 円 |
| 計 | 円 |

- 2 拾得物件
- | | |
|-------|---|
| 警察署保管 | 点 |
| 保管委託 | 点 |

3 引継帳簿

名 称	引 継 冊 数 等	備 考 (保存期間)
遺失届関係書類	年度分～ 年度分	3年
拾得物件関係書類	年度分～ 年度分	5年
小 切 手 帳	冊	5年
入金帳当座勘定	冊	5年
入 金 票	冊	5年

備考 「入金帳当座勘定」と「入金票」は取引銀行によりいずれかとなる。

年 月 日

警察署長

支 払 未 済 額 調 書

年 月 日現在における振出小切手の支払未済額については、下記のとおりである。

記

受 理		小 切 手			債 主 名 (振出先の氏名等)
拾得年月日	受理番号	振出年月日	番号	金 額	
計					

備考 「振り出してから1年を経過した小切手」及び「裁判所から除権決定を受けた小切手」は対象としない。

年 月 日

山形県警察本部長 殿

検査員
警務部会計課
職・氏名
立会人
警察署
職・氏名

検 査 報 告 書

山形県警察遺失物取扱いに関する訓令第30条の規定により 警察署における遺失物の取扱状況について、関係簿冊等について検査したところ、下記のとおりであったので報告する。

記

- 1 検査対象期間
自 年 月 日
至 年 月 日
- 2 拾得金
別紙「拾得金受払計算書」のとおり。
- 3 拾得物件(品)
別紙「拾得物件(品)受払計算書」のとおり。

第 年 月 日 号

山形県警察本部長 殿

警 察 署 長

拾 得 物 件 事 故 報 告 書

当警察署で保管していた拾得物件に、下記のとおり事故があったので山形県警察遺失物取扱いに関する訓令第31条の規定により報告します。

記

事 故 の 種 別	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> その他 ()		
発 生 日 時	年	月	日 午前・後 時 分頃
発 生 場 所			
拾得物件	拾 得 日 時	年	月 日 午前・後 時 分頃
	受 理 番 号	第	号
	拾 得 場 所		
	拾 得 者 の 住 所 ・ 氏 名		
	物 件 名 (事故物件)		
事 故 の 概 要			
事 故 後 の 措 置			
備 考			

- 備考 1 該当する□内にレ印又は■を付すこと。
 2 拾得物件控書の写しのほか、必要に応じて資料を添付すること。